

スキーリゾート研究会 規約

(名 称)

第1条 本研究会は、「スキーリゾート研究会」（以下、本研究会）と称する。

(目 的)

第2条 本研究会は、日本のスキー場を「Japow」を核にブランディングを行い、国際的な競争力を有したスキーリゾートとしていくことを目指し、その実践に向けた研究活動を行なっていくことを目的とする。

(事 業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)定例研究会の開催
- (2)スキーリゾートに関する調査および研究
- (3)提言集その他刊行物の発行
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本研究会は、公益財団法人日本交通公社が主催する。

- 2 本研究会では、会員制度を設ける。対象とする会員は、スキー場事業者、スキー場が立地する地域（行政やDMO）及び公益財団法人日本交通公社が適当と考える個人や法人とする。
- 3 個人会員は1人単位とする。法人会員は口数単位とし、一法人で複数口数での参加を妨げない。
- 4 公益財団法人日本交通公社は、本研究会の運営について助言を得ることを目的に、会員から最大8名を選出し、企画委員として委嘱する。
- 5 企画委員は、年度ごとに委嘱を行う。

(特 典)

第5条 本研究会の会員は次の特典を享受する。

- (1)定例研究会への参加(年間3回の開催予定)。ただし、法人会員は1口あたり各会3名までとする。
- (2)本研究会の情報共有メーリングリストへの参加。ただし、法人会員は1口あたり登録可能なメールアドレスは3つまでとする。
- (3)事務局が主催する視察への同行(ただし実費負担)
- (4)その他、本研究会の定めるところによるもの

(事務局)

第6条 本研究会の事務局は公益財団法人日本交通公社に置く。

2 事務局は本研究会の事務を執行し、財産を管理する。

(会計)

第7条 本研究会の経費は、会費及び公益財団法人日本交通公社の観光文化振興基金を充当する。

2 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

3 年会費は法人による参加の場合は5万円/一口、個人による参加の場合は2万円/人とする。

4 会計年度の途中参加の場合でも、年会費は同額とする。

5 一旦納入した会費は、一切返還しない。

(会議)

第8条 本研究会の会議は事務局が招集する。

2 本研究会は必要があるときには、会員以外の有識者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(顧問)

第9条 本研究会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表が委嘱する。

(期間)

第10条 本研究会の活動期間は3年間とし、継続を妨げない。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、本研究会の運営等に関して必要な事項は、企画委員からの助言を参考に、事務局が定める。

(附則)

この規約は2019年6月1日から施行する。